

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

2027合格目標 公務員 法律系科目対策講座 刑法 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
62	問17 肢エ 解答	エ × 無主物を持ち去っても、 遺失物等横領罪は成立しない	エ × 故意が認められず、遺失物等横領罪は成立しない	26/4/8
	問17 肢エ 解説文 2 行目以降	……（刑法254条）。犯罪が成立しないにもかかわらず、犯罪が成立すると思え行為をしても、何らの犯罪も成立しない。したがって、…	……（刑法254条）。本肢の場合、甲は、「実際にはVが所有している自転車を無主物であると認識して持ち去った」ことから、「遺失物等横領罪が成立しない」と認識したうえで、遺失物等横領罪に当たる実行行為を行っていることになる。この場合、遺失物等横領罪に当たる実行行為を行うという認識がない以上、甲には同罪の故意が認められない。したがって、……	
80	問21 肢3 解答	3 × 本肢の場合、現住建造物等放火罪の既遂犯が成立する	3 × 本肢の場合、現住建造物等放火罪の未遂犯が成立する	26/5/13
	問21 肢3 解説文全体	※解説の内容につきまして、下記のものへ差替えをお願いいたします。 現に人の住居に使用する家屋を焼損する目的で、これに隣接する倉庫に火を点けたが、倉庫を焼いただけであった場合について、判例は、現住建造物放火罪の未遂犯が成立するとしている（大判大15.9.28）。したがって、本肢の場合、甲には現住建造物放火罪が成立することとなる。		

以 上